

土地収用法の規定による事業の認定（用地対策課）

島根県告示第616号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により告示する。

令和6年10月8日

島根県知事 丸山達也

1 起業者の名称

松江市

2 事業の種類

（仮称）湖北学園整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

島根県松江市打出町地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、島根県松江市打出町地内における15,271.67平方メートルの土地を起業地とする「（仮称）湖北学園整備事業」（以下、「本件事業」という。）である。

本件事業は、松江市が学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の規定に基づく義務教育学校と幼稚園の統合により不足するグラウンドを整備する事業であり、土地収用法（以下「法」という。）第3条第21号に掲げる学校教育法第1条に規定する学校又はこれに準ずるその他の教育若しくは学術研究のための施設に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である松江市は、一般財源等による財源措置を講じているので、本件事業を遂行する意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

松江市湖北地区における学校施設は、幼稚園が大野幼稚園、秋鹿幼稚園及び古江幼稚園の3園、小学校が大野小学校、秋鹿小学校及び古江小学校の3校、中学校は湖北中学校1校が配置されている。

湖北地区の児童数及び学級数は、大野小学校23人3学級、秋鹿小学校59人5学級、古江小学校223人9学級となっており、国の定める標準学級数である「12学級以上18学級以下」について3校中2校において大きく下回っているため、様々な他者と触れ合い、多様性を尊重し、お互いに個性を生かしながら、共に支え合って学校生活を送ることが困難となっており、また、将来推計においても児童数、生徒数が減少することが予想されており、状況が改善される見込みはない。

さらに、教育施設の建築年は、大野幼稚園：昭和55年、秋鹿幼稚園：昭和57年、古江幼稚園：昭和51年、大野小学校：昭和48年、秋鹿小学校：昭和54年、古江小学校：昭和47年と全ての施設で建築後40年を超えており、文部科学省の所管する学校施設環境改善交付金事業における長寿命化改良事業の対象となる建築後40年以上の条件を満たしており、多様な学習内容、学習形態による活動が可能となる環境の提供及び長寿命化を図るための建物改良事業を行う必要がある。

これらの状況のなか、3地区で地元協議を行った結果、令和2年7月に地区から小学校及び幼稚園を統合するとの意見を得た。

本件事業の完成により、一定数の児童生徒数及び学級数を確保することができ、経験年数、専門性、男女比等についてバランスの取れた教職員集団が配置されることが可能となり、児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせることも可能となることから、公益に寄与するところが極めて大きなものと認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響について、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び島根県環境影響評価条例（平成11年島根県条例第34号）に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、本件事業の施行にあたっては、防音及び防塵に努め、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）や工事用車両の通行等について十分配慮し、周辺環境への影響が最小限となるよう努めるとされていることから周辺環境への影響は軽微であると予測されている。

また、起業者が行った関係部署への照会結果によると、本件事業に係る土地において、埋蔵文化財は過去に存在していたが現在は消滅しているため事前協議の必要はない旨の回答を受けているが、事業実施にあたり、遺跡等が発見された場合には、関係機関と協議を行い、必要な措置を講じることとされている。

希少野生動植物については、動物については、重要な種が1種確認されているものの、現地確認においては確認されておらず、事業実施にあたり、希少野生動植物の生息・生育が確認された場合には、適切な保全対策を講じることとされている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地については、（仮称）湖北学園整備事業という性格上、湖北中学校の周辺から候補地A（湖北中学校東側、以下「申請地」という。）、候補地B（湖北中学校北側）の2か所を候補地として挙げ、検討が行われており、申請地は他の候補地と比較すると、自然災害に対し安全な場所であること、必要面積を十分に確保することができること、経済性に優れていることなどから、社会的、経済的及び技術的な面を総合的に勘案すると申請地が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早急に施行する必要性

(3)アで述べたように、湖北地区の児童数及び学級数は、国の定める標準学級数である「12学級以上18学級以下」について大きく下回っているため、様々な他者と触れ合い、多様性を尊重し、お互いに個性を生かしながら、共に支え合って学校生活を送ることが困難となっており、また、将来推計においても児童数、生徒数が減少することが予想されており、状況が改善される見込みはない状況を考慮すると、早急に事業を施行する必要がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用・使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲につ

いても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

よって、本件事業について、法第20条の規定により事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

松江市役所（教育総務課）